

第5次日野市男女平等行動計画 施策・事業一覧(案)

基本目標	施策No	施策	事業NO	事業	事業内容	担当課
基本目標1 人権が尊重される社会づくり	1	性別に基づく固定的役割分担意識の解消	1	男女平等に関する情報提供の充実	家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等)を充実する。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行う。	平和と人権課 子ども家庭支援センター 生涯学習支援課
			2	教職員・保育士などへの男女平等意識の啓発	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。 教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	教育指導課 保育課
			3	学校現場における男女平等教育の推進	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、男女の固定的役割分担意識による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	教育指導課
			4	市発行物等における男女平等に関する表現指針の徹底	市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底する。	市長公室 平和と人権課
			5	メディア・リテラシーに関する周知啓発	市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行う。	平和と人権課 生涯学習支援課
	2	多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 【重点】	6	性の多様性に関する職員研修の実施	市職員、教職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	平和と人権課 教育指導課
			7	性の多様性の理解促進と当事者支援の推進	多様な性、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行う。	平和と人権課 生涯学習支援課
			8	多様な生き方や家族の在り方についての啓発【新規】	多様な生き方や血縁関係や婚姻制度に限らない多様な家族の在り方に関する理解促進に向けた情報提供を行う。	平和と人権課
	3	性の尊重に関する普及啓発と性に関する知識の向上 【重点】	9	からだと性に関する正確な情報提供	学校教育において学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 家庭で子どもに対し性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。	平和と人権課 子ども家庭支援センター 教育指導課
	4	生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援 【重点】	10	女性特有の心や身体の健康支援	女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援する。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応する。性感染症なども含む様々な健康課題について、予防・早期発見のため、正しい知識の普及、情報提供を行う。	健康課 平和と人権課
			11	若い世代への妊娠・出産等に関する正しい知識の啓発と情報提供の充実【新規】	若い世代が将来の妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理に取り組むきっかけとなるよう、情報発信や啓発を行う。	市立病院 子ども家庭支援センター 教育指導課
	5	困難な問題を抱える女性への支援 <日野市困難女性支援基本計画>【新規】【重点】	12	困難な問題を抱える女性を支援するための庁内連携強化【新規】	困難な女性に対する支援が可能な人材や資源を持つ民間団体や関係機関と協働し、女性が孤立しないための支援事業を行う。支援対象者に寄り添いながら、必要な支援につなげることができるよう、庁内における連携を強化する。	セーフティネットコールセンター 平和と人権課 関連部署
			13	困難な問題への理解促進【新規】	女性が抱える困難は複雑化し、その問題の背景や原因を理解することが求められる。市民への周知啓発や、専門性が求められる支援者への研修など情報収集を行う。	セーフティネットコールセンター 平和と人権課 関連部署 障害福祉課

第5次日野市男女平等行動計画 施策・事業一覧(案)

基本目標	施策No	施策	事業NO	事業	事業内容	担当課
基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり <日野市配偶者暴力対策基本計画>	1	DV防止・対応の体制強化と相談窓口のさらなる周知	14	DVの未然防止と早期発見のための啓発	DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要である。DVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努める。	平和と人権課
			15	児童虐待への対応と防止に関する取組	関係各課及び各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	子ども家庭支援センター
	2	DV被害者の安全確保と自立への支援	16	被害者の安全確保と自立支援	被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施する。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携しながら被害者一人ひとりの状況に応じた支援を行う。	平和と人権課 関連部署
			17	市の体制整備と連携強化	被害者の安全安心を守るための情報管理の徹底及び庁内DV対応マニュアルの必要に応じた見直しを行う。関連窓口を含む職員に対しDV被害者対応に関する研修を行う。また、連携を強化するため、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を開催し情報交換を行う。	平和と人権課 関連部署
	3	性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実	18	若年層及び教育現場に向けた意識啓発	若年層に対して、デートDV※やリベンジポルノ※、JKビジネス※等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行う。 ※デートDV:結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。 ※リベンジポルノ:本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。 ※JKビジネス:女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。	平和と人権課 セーフティネットコールセンター 教育指導課
			19	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	雇用の場や様々な場面における暴力・ハラスメントの防止に向けて啓発・情報提供を行う。また、相談員・教職員の対応力向上に向けた取組を行う。	職員課 平和と人権課 セーフティネットコールセンター 教育指導課
	4	性犯罪・性暴力・ハラスメント等被害者支援の充実	20	関連機関との連携による被害者支援と相談窓口等の周知	被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行う。	セーフティネットコールセンター 子ども家庭支援センター 平和と人権課

第5次日野市男女平等行動計画 施策・事業一覧(案)

基本目標	施策No	施策	事業NO	事業	事業内容	担当課
基本目標3 誰もがあらゆる分野 でともに活躍できる 社会づくり <日野市女性活躍推 進計画(施策1~5) >	1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	21	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	家庭における家事や子育て、介護等の責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、性別による役割分担意識が改善するよう情報提供を行う。	平和と人権課
	2	子育て・介護への支援の推進	22	子育て支援の充実	男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施する。	保育課 子ども家庭支援センター 子育て課 発達・教育支援課
			23	介護者への支援	家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行う。	高齢福祉課 介護保険課
			24	ひとり親家庭への支援	生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、これから離婚を考えている方や、実質ひとり親の方も含め相談体制の充実、情報提供、経済的支援など自立に向けたサポートを関係各課と連携しながら行う。	セーフティネットコールセンター 関係各課
	3	多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくり	25	企業・事業所等への働きかけ	企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行う。	産業振興課 平和と人権課
			26	労働に関する相談と雇用における男女平等の推進のための情報提供	女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をする。また、就業やキャリア形成に向けた情報提供を行う。	市長公室 産業振興課 平和と人権課
			27	多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりを推進するための情報提供	長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	産業振興課 平和と人権課
	4	女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備	28	女性への就業支援と情報提供	関係団体と連携し、再就職を支援する講座等を実施し、女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	産業振興課 平和と人権課
			29	女性が少ない分野への就業の推進	女性が少ない分野への就業について、啓発や情報提供を行う。また、女性農業者への支援を行う。	平和と人権課 都市農業振興課
	5	男性の家庭・地域活動への参画推進【新規】	30	男性への家庭参画や地域コミュニティ等に関する情報提供【新規】	ワーク・ライフ・バランスの推進には女性だけでなく男性が積極的に家庭や地域活動に参画することが不可欠である。固定的性別役割分担意識を解消し、男性が参画しやすい意識啓発および情報発信を行う。	高齢福祉課 平和と人権課 保育課 子ども家庭支援センター
	6	男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実【重点】	31	防災対策における男女平等参画推進	防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行う。	平和と人権課 防災安全課
			32	多様な視点を取り入れた防災対策の推進	災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をする。避難所等で多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等の充実を図る。	平和と人権課 防災安全課 市民部・教育部各課

第5次日野市男女平等行動計画 施策・事業一覧(案)

基本目標	施策No	施策	事業NO	事業	事業内容	担当課
基本目標4 男女平等参画の推進 体制づくり <日野市女性活躍推進計画(施策1.4)>	1	行政の政策決定過程における女性の参画促進	33	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくすよう促す。会議等の実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していく。	平和と人権課
	2	男女平等参画の庁内推進体制の強化	34	男女平等推進センターの機能の充実	男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直す。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行う。男女平等に関する相談を幅広く受ける苦情処理相談窓口を設置し、その周知を図る。また、男女平等の認知を拡大するため、情報発信拠点として適切な広報活動・PRを行う。	平和と人権課
			35	庁内推進体制の充実	事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図る。	平和と人権課
	3	市民・事業者等との連携による男女平等参画の推進	36	市民・事業者等との連携強化と市民主体の参画促進	市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行う。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援する。	産業振興課 平和と人権課 企画経営課
	4	率先行動としての庁内の男女平等参画の充実	37	男女平等の理解を深める研修の実施	男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行う。	職員課 平和と人権課 教育指導課
			38	男女が対等に働く職場づくり	市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進める。また、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	職員課 教育指導課
			39	ハラスメント相談及び防止体制の充実	改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)に基づき、パワーハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行う。さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実する。	職員課 教育指導課